

兩岸經濟合作委員會（經合會）による政治 経済への影響

洪財隆

兩岸による ECFA(経済協力枠組み協定)は、通常の FTA(自由貿易協定)と同様、その内容を「市場開放、貿易規則(貿易救済と紛争解決)の確立、左記の二つの目的を達成するための補助的なルールや組織の設置」という3つの部分に大きく分けることができる。この最後の部分によって設立されたのが、1月6日に成立した「兩岸経済合作委員会(経合会)」である。

兩岸経合会の法源は2010年6月に重慶で署名され、9月12日に発効した ECFA にあることは明確である。ECFA においては、明文で「兩岸双方は ECFA 発効後、6ヵ月以内、つまり翌年3月12日までに、商品取引およびサービス貿易、紛争解決体制の3項目について協議を進め、これらの実務はすべて経合会を通じて一本化する」と規定している。

ただ、政府の説明によれば、経合会は単なる「臨時的な」組織に過ぎないといっておきながら、例えばアーリーハーベスト措置に関する「臨時性双方防衛措置」では、経合会が兩岸の主訴機関と位置付けられてしまっているのだ(ECFA 第11条が明文で規定しているとか、経合会が掌握する任務が多岐に亘り過ぎているといった点はここでは触れない)。

兩岸経合会の諸問題の根源は、ECFA がただの「枠組み」に過ぎず、自由化の内容やタイムテーブル、そして ECFA に関連する補助規範等はすべて経合会に求められており、負担が大きすぎるといふものだ。

例を挙げれば、これまで ECFA に関する討論の主な焦点は市場開放であった。た

だ、今年1月1日には「アーリーハーベスト(関税の早期引き下げ措置)」が発効し、その額は多く見積もっても兩岸の貿易額の七分の一程度にしかならないとしても、ECFA が潜在的に持つ利益と実際の衝撃の大きさは今後の協議の結果如何を観察しなければならないだろう。

観察の重点は、「実質上のすべての貿易(WTO が定義するところの substantially all the trade)」の自由化へ踏み出し、商品の関税を撤廃するか否かである。事実上、ECFA の最大の特色の一つは、「ヒットエンドラン(hit and run)」、つまり「見切り発車」であって、明確な自由化へのタイムテーブルは存在しない。ただ、「出来る限り早く実現する」との合意が存在するのみであり、この点は一般の FTA が発効時に「計画と関税撤廃のタイムテーブル(plan and schedule)」を公表するやり方と明らかに異なる点である。

言い換えるならば、ECFA に関する交渉の原則は、確かに「簡単なものを先に、難しいものは後まわし」であるが、それは同時に、「簡単なものは今後どんどん少なくなることを意味している。

また、直接交渉や産業調整、内部所得分配による市場の継続的な開放は本来、合意達成が難しいだけでなく、ECFA の場合、枠組み設計が先行してしまい、今後、別個に紛争解決のシステムと貿易救済措置を構築しなければならないところに問題がある。

その中で、紛争解決の部分については、兩岸の紛争解決協議が合意に達し、発効するまで、双方は協議によって、もしくは兩岸

経合会を通じて紛争解決をしなければならない。

また、貿易救済措置に関しては、反ダンピングや平衡税（不公平貿易行為に関するものを含む）など、ECFA 実施による双方の貿易防衛措置は多岐にわたる。現在、判明しているのは、アーリーハーベストで規定された製品には「臨時的双方防衛措置」が採られるという点のみであり、将来の製品貿易協定が合意に達するまで、関連する法規は明確にはならないのである。

こうした部分は複雑ではあるものの、観察すべき重点は一つである。すなわち、ECFA の紛争解決および貿易救済措置に関し、経合会あるいはその他の両岸で制定したシステムを「通じて」実施していくのか、それとも経合会などに「よって」実施していくのか、という点である。

一般的な慣例から言えば、確かに FTA あるいは区域枠組み協議の部分が先行処理されるが、決して WTO が定める紛争解決手段やそれに関する手続きまで排除されるわけではない。

「投資保障協議」における争議（投資人と投資が行われた国家の政府間）の仲裁メカニズムは、一般的な国際慣例によれば多様な仲裁手段（国内、双方、国際）を採ることが可能であり、比較的弱い立場にある投資人が選択できるようにするのが王道であろう。

ただ、本末転倒なのは、両岸が共同で設置した機構あるいは経合会は、経済紛争の発端となる基礎レベルでの紛争処理を行うことが出来ず、NAFTA（北米自由貿易協

定）が設けた「自由貿易委員会 (Free Trade Commission)」のような諮問機関あるいは顧問の役割しか与えられていないのだ。

重要なのは、両岸の投資もしくはその他の経済貿易紛争が発生した場合、もし両岸のみによる自己解決手段しかなく、国際的な仲介や多角的な紛争処理手続きを排斥するのであれば、長期にわたり、ファイヤー・ウォールを失った状態になるのと等しいといえよう。むしろ反対に、新たな緊張や衝突の火種となり、両岸関係の安定的な発展に不利となるのは当然である。

これまで述べて来たように、ECFA が持つ「ヒットエンドラン」の特質は、結局のところ、経合会の役割と機能を相当繁雑にしている。そのため、台湾がすでに署名したいくつかの FTA と比べてみても、このような機構に類似したものを見つけることは出来ない。

経合会のモデルとして参考にされたのは、香港・マカオが中国と結んだ CAPA（経済貿易緊密化協定）の「聯合指導委員会」であり、その主要な任務は紛争解決にあった。ただ、「連合指導委員会」の職権範囲が列挙、明文化されていたにもかかわらず、両岸経合会に関しては「〇〇を含む。ただし、これに限定されるものではない」といった例示方式により、ほぼ無制限となっている。こうしたやり方がまた世の人を疑心暗鬼にさせるのである。BT